

古文書倶楽部

【発行】
秋田県公文書館
2020. 11
第 98 号

カマクラからみる

江戸時代の生活

「かまくら」という言葉からは、現在の横手市での雪洞の形をした「かまくら」を思い描きがちですが、当館企画展での展示史料「風俗問状答3」（混架七―五七六―三）からみるカマクラは随分と様相が違っています。当時の流れを汲む行事は、現在も角館の火振りかまくらや六郷のカマクラ行事など各地で行われています。今回は、江戸時代におけるカマクラについて、関連史料とともに当時の生活の中でのカマクラの状況と周辺事情について紹介します。



「風俗問状答 3」より

「雪にて四壁を造り、
・・・茅を積み、門松・
・・飾藁などを積み
・・・火きりて焚
付る也。・・・四壁に
立たる米の俵、結付し
標を引きぬき、火
を移して振まはる。」
と書かれています。
その様子は「風俗問
状答3」の二つの図

企画展（後期）「所蔵資料にみる秋田の行事とくらし」を当館二階特別展示室で開催しています。十二月一日（火）までの開催です。入場無料です。ぜひ立ち寄ってください。

のとおりです。

このように、家の門の前で火の付いた米俵を振り回している火祭り行事であるため、非常に危険であることがわかります。このような状況に対して、藩ではどのような対応をしたのでしょうか。

次の史料は「町触控22」（A三二七―五七―三三）の文化六年（一八〇九）正月九日の御触です。この年は雪不足のため、「鎌倉祝儀」は「御城下雪薄に付」「停止せられ候」と御触が出されました。



「風俗問状答 3」より

町触控に記録されている雪不足でのカマクラ禁止は、約百年の内で十四例あります。（町触控は明和七年（一七七〇）から明治二年（一八六九）までの記録。）そのうち、文化文政年間の二十五年間に十例と集中しています。暖冬だったのか、禁止を強化したのかは定かではありません。

町触控の記録がある明和七年以前にも同様の例があり、「岡本元朝日記十六」（混架七―三八〇―十六）の元禄十六年（一七〇三）正月十四日の記事に、カマクラ行事と結びついていた鳥追行事が、雪不足のために内町・外町ともに禁止になった事が記されています。また、慶応年間に書かれた「出羽の道わけ6」（混架七―三五五―六）のカマクラの記事にも「雪薄き時は行ず」とあるので、年代を問わず雪不足の際の禁止に対しては意識されていたと思われます。

前述の元朝日記には「内町・外町ともに」とありましたが、文化十一年頃の「風俗問状答1」には、「是は廓内侍町（内町）の体にて候。廓外の町々（外町）にも候へしが、家居建こみて火の災をおそれや、今はたま／＼にて候。」とあり、家が密集していた町人町である外町では、火災を恐れて「今はたま／＼にて候」と記しており、年代を追うごとに外町では行われなくなった事がわかります。内町で行うことも十分危険を伴うと思われそうですが、だからこそ、雪不足の時には藩から御触を出して禁止していたのでしょうか。

ところで、カマクラとは関係ありませんが、町触控には、日常の生活や行事の禁止に関わるものも多く見られます。「花火」「内町での盆踊り」「夜の角力（すもう）」「菖蒲打ちで門戸を打ち叩く」などです。また、御城の御堀での「魚釣り」「水遊び」「塵芥捨て」「洗濯」などもあり、権威の象徴ともいえる御城周辺での人々の行動がうかがえます。御触を見ることで当時の人々の生活ぶりがわかるのではないのでしょうか。【一関修二】

おいとましき 「御暇式」から

(郷土資料 A317192)

安政年代に書かれた冊子(横半帳)に「御暇式」があります。その目次には社参御暇式をはじめ入湯御暇式、看病御暇式などが載せられ、最後に百姓町人御暇式があり、あわせて二十一項目の御暇式が書かれています。

御暇式は、いろいろな休暇を得るための規則、とも言えるものでしょう。これには休暇の申請の方法や日数なども定められ、身分や役職によつて、休暇願の申し立て先や形式が細かに決められています。また多くの前例も書かれており、参考にできるようになっています。

御暇式の中の御暇定例式では、一般に領内の休暇は三十日限りとされていますが、日帰りでの所用は、その場所の遠近に関わりなく申し立ては不要です。休暇願は三日前までに申し立てるように指示されています。

社参御暇式

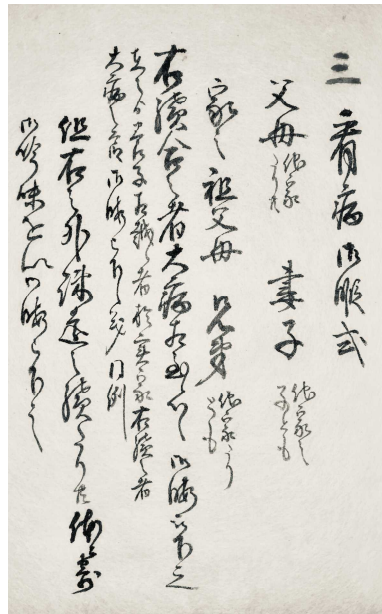
社参休暇には次の十三社が書かれています。
保呂羽山(八沢木) 御嶽山(横手) 高岳山(五十目) 八幡(杉宮) 八幡(金沢) 愛宕(院内)
熊野(六郷) 古四王(寺内) 真山・本山(男鹿)
天神(北野) 観音(藤倉) 天王(船越) 八幡(若宮・近年の指定)、そのほかでは知行所の鎮守。これらの神社への参詣の休暇は認められており、父と子の同道も許されます。

入湯御暇式

入湯休暇では、今ではよく分らない場所もありますが、次の温泉があげられています。

秋田郡 大滝 湯本 浅見内 湯沢
大から 小安沢 道川
山本郡 湯ノ沢 高寺沢
仙北郡 生保内 玉川 黒湯ノ台
雄勝郡 湯ノ沢 院内湯ノ台 高松泥之湯
小安 川原毛

入湯休暇を終えた後、二三月も経過しないうちに、またまた同様の申請をしても認められませんが、長病などの理由がある者は吟味の上で許されることもあります。これも父子同道が認められています。



「看病御暇式」のはじめの部分

勤学御暇式附而稽古御暇之類

諸士が自分の費用で、三都(京・大坂・江戸)での学問のために休暇を申請をした場合は、吟味の上で一年の休暇が認められます。追加の休暇の希望については、精勤ぶりを調査の上で三

年の延長が認められ、その間は、一年に二人御扶持と金五両を頂くことが出来ます。

また諸士が自費で江戸にて武芸の稽古をする休暇は、追加の休暇も学問の休暇と同様に認められます。そのほか御医者・御茶道・御馬乗・御馬医・御絵師・御塗師・御大工などの人々も、京あるいは江戸での学問や稽古の休暇が認められ、多少の違いはありますが、御扶持や合力金も頂くことが出来ます。

さらに、知行所・親類用事・鎮守祭礼・法事・普請・御医者遠方の治療などの御暇式。面白いところでは失踪者を尋ねる御暇式もあります。これは行方不明の母・妻や家内の者・父を探す場合で、それぞれに異なる条件が付けられた上で認められます。これにはもう一つ、親の仇を探するための休暇も付け加えられています。宛行を召し上げられた上で許されています。

百姓町人御暇式

百姓が伊勢参宮や他領の神社仏閣へ参詣する時は、家頭は年令が五十歳以上で、大きな村では十五人、小さい村は一人か二人とし、日数は九十日を限度として、支配の者より出国の申渡しを受けます。

町人は年齢に関わらず、商用あるいは家業についての申請で、出国は吟味の上で申し渡されます。

以上、当時のおおらかな中にも厳しさが見受けられる、御暇式の一部を紹介しました。

【藤田誠治】